

10月から

医療費の助成を拡大

●市の福祉・医療



市は、子どもたちの将来のことや市のこれからの財政状況、また、市民の皆さんが真に必要なサービスとは何かを考え、福祉施策の原点にまで踏み込んだ見直しを行っています。
今月号は、健康保険の見直しや10月から始まる医療費の助成の拡大、障がい福祉計画（第2期）の策定のことなどをお知らせします。

妊婦一般健康診査受診料助成を拡大

出産にかかる費用の軽減、母体や胎児の健康管理を推進するため、検診料の一部を助成する回数を増やしました。

2回

- 妊娠前期
- 妊娠 20 週目以降



5回

- 妊娠 8 週前後
- 妊娠 20 週前後
- 妊娠 24 週目前後
- 妊娠 30 週目前後
- 妊娠 36 週目前後

問合せ先 岩見沢保健センター（10 西 3） ☎ 25 局 5540

少子化対策や子育てを支援することを重要な施策と位置づけている市は、子どもを産み育てる中で、出産に係る費用、子どもに係る医療費の助成をしてみました。

これからも、安心して妊娠期を過ごしながら、元気で健康な子どもが産めるよう、定期的に母体や胎児の健康管理ができる、妊婦一般健康診査の助成回数を、4月から、2回を5回に増やしています。(2ページ参照)

そして、乳幼児等医療費の助成は、これまでも北海道の基準を超えて、初診料などの自己負担額を助成してきました。

今年の10月からは、さらに入院費を助成する範囲を小学校6年生までに拡大するなど(下表参照)、子どもを育てる環境を充実していきます。

このほかにも、これまでの長年にわたる労をねぎらい、また、長生きされたことをお祝いして、高齢者の方へのお祝い金の贈呈を、今年から始めています。(5ページ参照)



国民健康保険を

上手に使う

か。皆さん健康には気をつけています

医療費の助成対象を拡大します

□乳幼児等医療費助成

医療費の自己負担額 → なし(保険適用診療分医療費)

入院 通院

小学校入学前の乳幼児

+

さらに

10月から

入院

小学校1年～6年生

▶申請に必要なものは、印鑑と対象者の保険証

□重度心身障害者医療費助成

医療費の自己負担額 → 保険適用診療分医療費の1割。ただし、市民税非課税世帯の方は、初診時一部負担金のみを負担

入院 通院

- 身体障害者手帳の1級・2級・3級(内部障害)の方
- 療育手帳のA判定の方
- 重度知的障がい者

+

さらに

10月から

通院

精神障害者手帳の1級の方

▶申請に必要なものは、印鑑と対象者の保険証、該当する障害者手帳など

※なお、いずれの助成も所得制限がありますので、詳しくはお問い合わせください。

問合先 市高齢・介護室医療給付係

毎日の生活の中で、病气やけがはいつ起こるかわかりません。

国民健康保険は、そんな時に備えて皆さんが保険料を出し合っただけでなく、「相互扶助」の健康保険制度です。

国保料は、皆さんが病院にかかったときに、窓口で支払う自己負担額を除いた医療費に使われます。この医療費が増加すると、皆さんが支払う保険料が増加する要因になります。

保険料の負担を抑えるためにも、次のことに気をつけましょう。

▽健康づくりの心がける
▽かかりつけ医を持ち、病気がひどくなる前に診察を受ける

▽健康診断を受け、常に健康状態を把握する

また、今年の4月から、75歳以上の方を対象として、後期高齢者医療制度（長寿医療制度）が始まりました。

5か月が経過し、これまでの制度の運用状況を踏まえて、所得の低い方を対象として、保険料を引き下げることになりました。（下表参照）

対象となった方には、再度、納入通知書を送付していますので、その新しい納入通知書で納めてください。

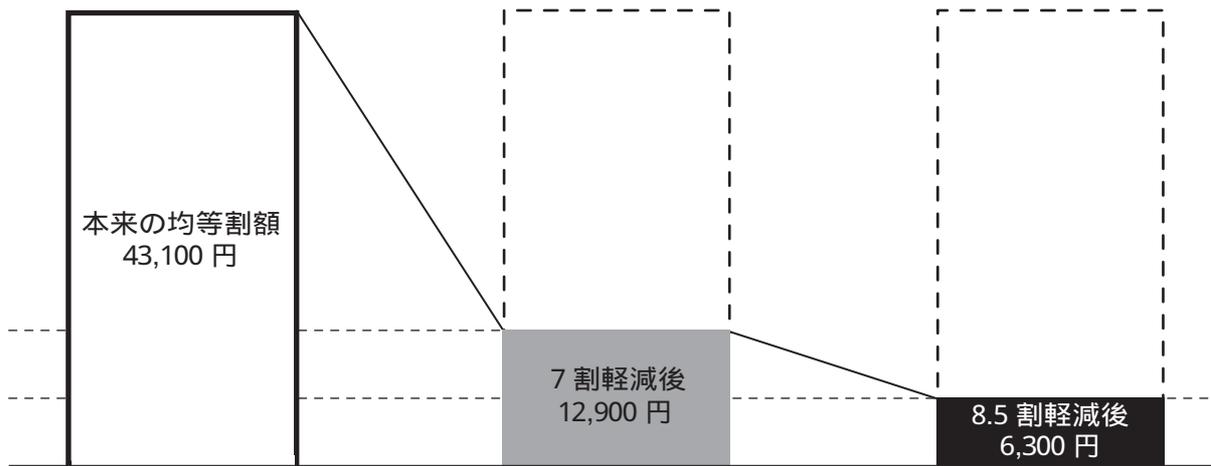
平成20年度は

後期高齢者医療制度（長寿医療制度） 所得の低い方の保険料を引き下げ

○現在、均等割額が7割軽減されている方

➡均等割額の7割軽減が8.5割に

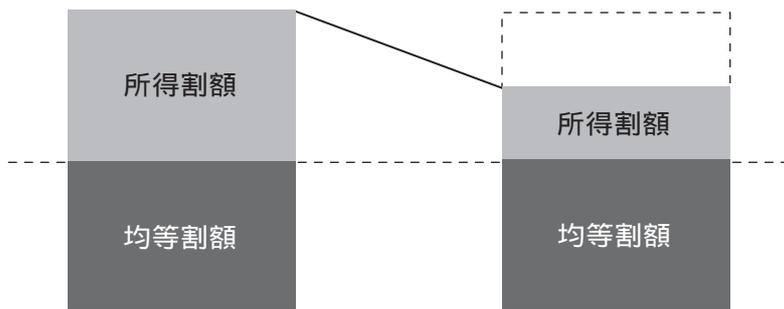
7割軽減されている方...被保険者と世帯主の所得の合計が33万円以下の世帯



○賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方

➡所得割額が5割軽減に

賦課のもととなる所得金額...平成19年分の所得から基礎控除額33万円を差し引いた額



平成21年度以降は、
改めてお知らせします

問合先 市高齢・介護室医療給付係



**障がいを持った方が
安心して暮らせる
ために**

障がいのある人となない人が共に支えあい、安心して暮らせる地域社会の実現を目指して策定した「岩見沢市障がい福祉計画」の第1期が平成21年3月で終了します。

そこで、それまでの間に、有識者や関係団体の代表者、公募による市民の方々に構成する委員会を立ち上げ、第1期計画で設定した、平成24年3月までの目標値の達成状況を検証し、必要な見直しを行い、第2期へとつなげていきます。



市は、少子高齢化の急速な進行と今後さらに厳しくなっていく財政状況を踏まえ、皆さんが真に求めている福祉サービスとは何か、様々な観点から見直し、「人にやさしい温かい街づくり」を進めています。

今後、市民の皆さんが安心して暮らせるように、子育て支援や健康づくり、疾病予防などの、福祉や医療などの事業を充実していきます。

国民健康保険から 国保料の特別徴収が始まります

お知らせ

10月から特別徴収(年金からの天引き)が始まります。対象となる方には、「平成20年度納入通知書(国民健康保険料決定通知書)兼特別徴収開始通知書」でお知らせしています。

なお、口座振替により納付することもできますので、詳しくはお問い合わせください。(手続きをする時期によって、特別徴収から切り替わる時期が異なります)

問合せ先 市健康推進課国保係

長寿祝金を贈呈します

対象者には事前にお知らせしていますが、申請がまだお済でない方は、早めに申請してください。

対象者と贈呈金額

数え年 88歳(大正10年生)の方 2万円

数え年 99歳(明治43年生)の方 3万円

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係

岩見沢市障がい福祉計画 策定委員の公募

福祉サービスの確保などについて、具体的に定める「障がい福祉計画(第2期)」を策定するため、策定委員を公募します。

公募委員の役割 他の委員(有識者や関係団体の代表者)と一緒に、計画の内容について協議します

委員の任期 委嘱の日から計画の策定まで

応募資格

- 平成20年9月1日現在で満18歳以上の市民(転出したときは失職します)
- 市から他の委員会の公募委員の委嘱を受けていない方で、平日に開催する委員会に出席できる方

募集人数 3人以内(応募多数の場合は抽選)

応募方法 市福祉課、北村・栗沢支所保健福祉課に備え付けの応募用紙に必要事項を記入し、9月22日(月)までに、持参または郵送により提出

応募・問合せ先 ①068-8686
岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市役所福祉課福祉係

後期高齢者医療制度から

お知らせ

○口座振替への変更

現在、特別徴収(年金からの天引き)されている方で、次のいずれかに該当する方は、申し出をすることで変更できるようになりました。なお、手続きをする時期によって、特別徴収から切り替わる時期が異なります。

- 国民健康保険料を世帯主として納めていた方で、過去2年間未納がない方
⇒本人の口座から納められます
- 世帯主または配偶者がいる年金収入が180万円未満の方
⇒世帯主または配偶者の口座から納められます

○保険料の所得控除

支払った保険料は、確定申告の時に社会保険料として所得から控除を受けられます。

- 年金からの天引きにより支払った場合
⇒その方自身の所得控除になります
- 世帯主または配偶者の口座から口座振替により支払った場合
⇒支払った世帯主または配偶者の所得控除になります

問合せ先 市高齢・介護室医療給付係